

御巡見一事（毛利家文庫2柳營32（5の4））

防長紀行

文書館資料で
旅する山口県

＊10

名所 ④

幕府役人の来藩と錦帯橋(2)

《宝暦11年の場合》

延享3年(1746)の巡見使来藩に際しては、巡見使の思わぬ申し出に従わざるを得ず、当初ルートにはなかった錦帯橋見物要望を実施せざるを得なかった萩藩。対応の不手際を責められ、巡見使に随行していた井上半右衛門は処罰を受けました。

この次の巡見使来藩となった宝暦11年(1761)では、どのような対応となったのでしょうか。

6月10日に萩藩領へ入った巡見使は、前回同様、反時計回りで領内の巡見を行いました。その途中、彼らに随行して御用掛を務めていた萩藩の有福庄右衛門は、巡見使に対して、錦帯橋見物を行うか否かを問い合わせます。ただし、余り早くその判断を仰ぐと、見られては都合の悪いものを隠すつもりかと、痛くもない腹を探られるので伺いのタイミングにも気を遣いました。6月17日、小月においてそれとなく伺ったところ、翌18日の船木での宿泊の際、

今回の巡見は延享の例に従って行うよう命じられているので、それに従って錦帯橋も視察すると巡見使から回答を得ました。もちろん、萩藩もすんなりそれを受け入れる訳ではなく、錦帯橋へ回る場合、その道筋にない御庄村と多田村の巡視は行えないことから(延享の巡見使は、「川向こうから見た」と主張しています)、錦帯橋見物は取り止め、享保以前のとおり、山陽道を進んでほしいとの要請を試みますが、「延享時のおり実施」を盾に、聞き入れられませんでした。こうした行動を萩藩がとったのは、前例にはないコースを通ることへの抵抗であることに加え、巡見使の錦帯橋見物が単なる物見遊山、珍しい橋を見たいという個人的欲求に過ぎないと見抜いていたからです。

結局この時も錦帯橋の見物は実施されず。6月24日高森を出立した一行は一旦山陽道を離れ、錦帯橋へ向かいます。錦帯橋に到着すると、橋を渡り、河原に降りて、橋の組み物までも見物しています。なお、その後は来た道を戻り、御庄村・多



巡見使御通路記
(毛利家文庫2柳營
42<102の1>)

巡見使が錦帯橋をめぐる際の経路を示した図です。その中に、錦帯橋が描かれています(上図囲部分)。数は足りませんが、錦帯橋の特徴であるアーチ構造が見て取れます。なお、今日では「錦帯橋」は「きんたいきょう」と呼ばれますが、ここでは「キンタイバシ」と書かれています。

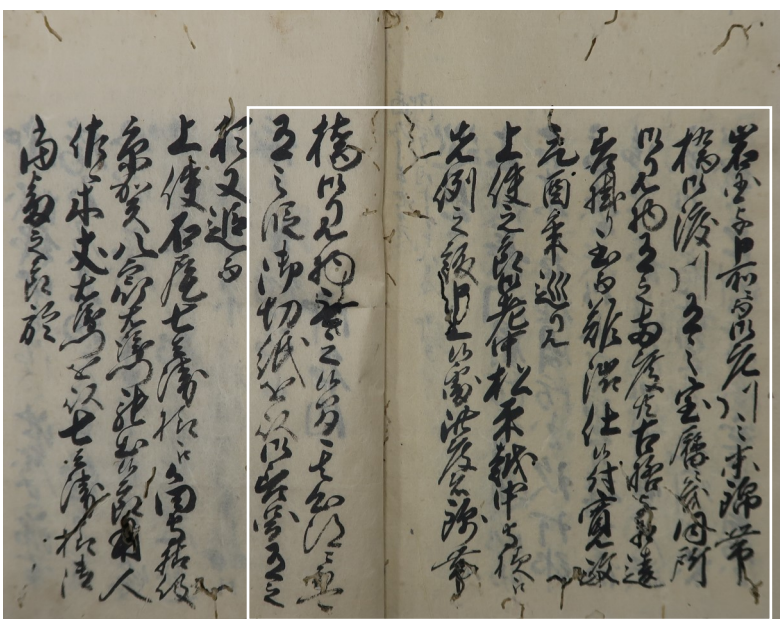
田村を通過して関戸村で宿泊、翌25日に小瀬から安芸国へと向かいました。このコースは延享の時とは異なり、享保以前のコースをたどったことを意味します。つまり巡見使は、延享時の実施事項(錦帯橋見物)を行いつつ、旧例に従った順路を通るといふ、これまた前例にはない行動に出たのでした。

《その後》

2回続けての巡見使による錦帯橋見物は、萩藩にとって迷惑な話でした。寛政元年(1789)の巡見使派遣に際して、萩藩は時の老中、松平定信に、巡見使による錦帯橋見物を行わないよう指示してほしいと掛け合います。これを受けて定信は、巡見使による錦帯橋の見物はない

旨を萩藩に知らせてきます。そこで萩藩は、江戸出立前の巡見使に、定信の指示を伝え、錦帯橋見物を申し出ないように釘を刺します。この結果、寛政の巡見使は、5月26日に萩藩領に入り、錦帯橋見物をする事なく、6月14日安芸国へと向かいました。

続く天保9年(1838)の巡見使来藩に際しても、萩藩は事前に江戸において、老中水野忠邦に対して、寛政時の松平定信との遣り取りと彼の判断を伝え、その時と同様に巡見使による錦帯橋見物を行わないよう申し入れました。その結果、忠邦は、寛政時と同様に錦帯橋見物を行わない旨萩藩に回答しています。こうしたことから、寛政と天保の巡見使は、錦帯橋見物をする事なく、山陽道を抜けて、周防・長門両国の巡見を終えたことでしょう。



(困い部分)

岩国与申所二而、御庄川之末錦帯橋御渡川有之、宝曆二茂同所御見物有之、一兩度共古格与相違差掛り、至而難洪仕候付、寛政元酉年巡見
 上使之節、御老中松平越中守様江先例之趣申上候処、此度者錦帯橋御見物無之候間、其心得二而可有之段御切紙を以御差図有之、

▲天保9年の巡見使が錦帯橋を見物しないよう、老中水野忠邦に願い出た書面の写です。延享と宝暦の巡見使が錦帯橋見物をしたことを「難洪」と述べ、寛政9年の巡見使派遣に際して、老中の松平定信(越中守)に願い出て、巡見使に錦帯橋見物をさせない確約をもらったと述べています。

【出典：毛利家文庫2柳営10(5の1) 家斉公・家慶公御代替將軍宣下】

【表】萩藩への巡見使来訪

派遣年(西暦)	将軍(代数)
寛永10年(1633)	家光(3代)
寛文7年(1667)	家綱(4代)
延宝9年(1681)	綱吉(5代)
宝永7年(1710)	家宣(6代)
享保2年(1717)	吉宗(8代)
延享3年(1746)	家重(9代)
宝暦11年(1761)	家治(10代)
寛政元年(1789)	家斉(11代)
天保9年(1838)	家慶(12代)

人数罷越申候、左候而於柱野御昼休已後御出立、西氏方岩国道江被為入、川西通り錦見御越、錦帯橋江御懸り、橋を屋敷之方江御渡り、橋詰二有之駕籠置江御駕籠立テ、早速御三方とも此所二而御下乗、夫方御歩行二而橋を向地江御戻り、橋詰方河原江御下り、橋之下々之組物等御覽候而、又橋詰迄御上り候処二、其場所二御駕籠立場有之、かり屋茂有之、夫二者湯茶杯敷用意茂有之与相見、此所二而久兵衛其外岩国より出会之役人方是二而暫御休候様二との挨拶段々仕候得共御断二而、直二御乗輿、即時最前之道筋西氏江御帰り二て

【表面翻刻】